

別表
受理番号記載要領

申請・届出種別	受理番号の記載要領
認定申請書	(例) 〇〇〇－５ ※ 「〇〇〇」は、警察署コード番号とし、ハイフンでつないだ末尾の数字は、県下一連の統一番号を付するものとする。(受理の際、生活安全企画課に照会すること。)
認定更新申請書	(例) 〇〇〇－５－更１ ※ 中央の数字は、認定証番号で、末尾の数字は、当該認定証番号に係る警備業者の更新申請について、１から順次付するものとする。
認定証再交付（書換え）申請書	(例) 〇〇〇－５－再１（再交付の場合） 〇〇〇－５－書１（書換えの場合） ※ 中央の数字は、認定証番号で、末尾の数字は、当該認定証番号に係る警備業者の再交付又は書換え申請について、それぞれ１から順次付するものとする。
営業所設置等届出書	(例) 〇〇〇－０５ ※ 末尾の数字は、県下一連の統一番号で、番号の前に「０」を付するものとする。(受理の際、生活安全企画課に照会すること。)
廃止届出書及び認定申請書・営業所設置等届出書に係る変更届出書	(例) 〇〇〇－５－１（県内認定業者の場合） 〇〇〇－０５－１（他都道府県認定業者の場合） ※ 中央の数字は、認定証番号又は営業所設置等届出書の受理番号とし、末尾の数字は、中央の番号に係る警備業者の廃止又は変更（廃止及び変更は区別しない。）の届出について、１から順次付するものとする。
服装届出書	(例) 〇〇〇－５ a 〇〇〇－０５ a ※ 末尾の数字は、認定証番号又は営業所設置等届出書の受理番号とし、服装に関する記号として「a」を付けるものとする。
護身用具届出書	(例) 〇〇〇－５ b 〇〇〇－０５ b ※ 末尾の数字は、認定証番号又は営業所設置等届出書の受理番号とし、護身用具に関する記号として「b」を付けるものとする。
服装・護身用具に係る変更届出書	(例) 〇〇〇－５ a－１ } (服装の場合) 〇〇〇－０５ a－１ } 〇〇〇－５ b－１ } (護身用具の場合) 〇〇〇－０５ b－１ } ※ 中央の数字は、認定証番号又は営業所設置等届出書の受理番号及び記号とし、末尾の数字は、中央の番号に係る警備業者の服装又は護身用具の変更について、それぞれ１から順次付するものとする。
機械警備業務開始届出書	(例) 〇〇〇－A 2 (1) 〇〇〇－A 3 (05) ※ 括弧の前の数字は、県下一連の統一番号とし、番号の前に機械警備業務に関する記号として「A」を付ける。(受理の際、生活安全企画課へ照会すること。) ※ 括弧内の数字は、認定証番号又は営業所設置等届出書の受理番号とする。
機械警備業務に係る廃止届出書又は変更届出書	(例) 〇〇〇－A 2－1 ※ 中央の数字は、機械警備業務開始届出書の受理番号とし、末尾の数字は、中央の番号に係る機械警備業者の変更の届出について、１から順次付するものとする。